

# 監査広報

## 平成23年度 監査の結果

(23年3月分～24年1月分)

NO.12

Audit public relations

毎月定例的に行われる例月出納検査と課ごとに行われる定期監査などの監査結果についてお知らせします。

### 監査結果に関する報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査並びに、同法第199条第1項や第4項による定期監査と随時監査の監査結果が、議会議長、町長、教育委員会委員長宛てに提出されました。

例月出納検査は、一般会計ほか特別会計、基金と歳入歳出外現金の収納事務について、計数の正確性、現金、預金の管理状況は適正かなどに主眼を置き、その関係帳簿、証書との照合、支出伝票などの検査が行われました。

定期監査は、特定の課について、また、随時監査は、企業会計、特別会計の財務に関する事務の執行、事業の管理、所管事務の執行について監査が行われました。

例月出納検査については、平成22年度3月分～23年度1月分の一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療事業特別会計、下水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、用地取得特別会計、後期高齢者医療特別会計の各会計の出納検査と収支月計表記載の計数と関係諸帳簿、証書類による審査や平成23年4月～24年2月例月出納検査日前日における各金融機関の預金を照合した結果、各会計、各基金や歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

定期監査と随時監査については、おおむね適正に処理されていると認められました。また、出先機関の現金取り扱い検査時の書類などは正確かつ適正に処理されていると認められました。

### 結果の見方

#### 監査対象(担当課等)

#### 監査委員の指摘事項

#### 町の改善策など

以下、例月出納検査、定期監査において、監査委員から指摘を受けた事項とその措置状況を報告します。

### 全課(局・室)に共通の指摘事項

#### 例月出納検査

〔23年4月27日〕  
被保険者に対する給付や補助金などの正当な債権者であることを示す根拠書類を必ず添付されたい。(健康福祉課・税務住民課ほか)

〔町〕申請者が適正であることが確認できる書類の写しなどを申請時に添付し、決裁時に再度確認する体制としました。(関係課)

〔23年5月29日〕  
〔監〕支出命令書と支出負担行為書同兼支出命令書における支払い希望日の記載方法を統一されたい。(全課)

〔町〕全庁で統一された記載方法とすることを通知し徹底しました。(企画財政課・出納室)



▲町の辞令交付式でフレッシュな職員が誕生

#### 税金・料金滞納情報の一元化を

〔監〕税金の滞納情報、料金の滞納情報の一元化を図り、組織的に、滞納整理に取り組まれたい。(全課)

〔町〕職員の収納への意識をさらに高め、滞納情報をもとに日々努めます。なお、預金調査や債権差押を中心とした財産処分を強化するとともに、不動産公売の実施を検討します。また、納税者の納付機会を拡大し、納付しやすき環境づくりに努め、納期内納付の向上を目指します。(税務住民課・関係課)

〔23年7月29日〕  
〔監〕廃棄物運搬収集手数料において、事業所系の廃棄物については、所管課に係りとの契約であり、単価にばらつきがみられる。前年度実績を根拠に年額を月単位に換算し定額支払いとしているところもあるが、翌年度も同一事業者と契約するとは限らないため、少なくとも年度末精算方式に変更契約するなど、適正な支出とされたい。また、町として、これらの契約を一括できないか、検討されたい。(全課)

〔町〕24年度で事業所を所管する各課と協議し、次年度以降、統一単価で契約できるように調整していきます。(庶務課・教育課・関係課)

〔監〕庁用車管理の日常点検については、点検表を改め、運行当日の運転者が運行前に実施しているが、点検確認の上、点検表をチェックするという実態が伴っていないと推察できる。整備管理に専任を置き、週1回は適正な点検を行い、庁用車を安全運転できる体制を確保されたい。(全課)

〔町〕日常点検表は、指摘の通り改めました。24年度から庁用車運転管理嘱託員を専任で置き、適正に管理するようにしました。(庶務課)



▲宣誓書を読み上げている新人職員

〔23年8月26日〕

〔監〕「旅費は、最も経済的な通常の経路や方法により旅行した場合の旅費により計算する。(松田町職員の旅費に関する条例(昭和46年3月27日条例第8号)第8条)」ことになっているが、宿泊を伴う旅費の調整を要する場合は、必ず事前に庶務課と協議の上、文書で決裁を受け、精算時には、支出根拠を明確にするために、旅費精算書に併せて、宿泊料の領収書を貼付されたい。(全課)

〔町〕上記条例第36条第1項に、旅費の実費が条例の規定よりも下回る場合の調整については、任命権者が調整できることとされており、精算書や領収書の添付などで実費を確認の上、支出処理していただきます。また、同条第2項に、条例による額により実質的に旅行ができない場合の調整として、「町長と協議」することが必要であることが規定されており、実際の決裁に当たっては事務決裁規程の旅行命令の規定が適用され、庶務課長経由の決裁により執行していただきます。(庶務課)

〔監〕事業所系の廃棄物運搬収集手数料について、適正な支出とされるときにも、浄化槽維持管理清掃等委託料も併せて検討し、適正、透明性のある価格設定となるようにされたい。(全課)

〔町〕近隣市町の価格などを比較検討し、なお一層、透明性のある価格設定を検討します。(環境経済課)

〔23年9月28日〕

〔監〕支出命令書や支出負担行為書兼支出命令書に添付する請求書(原本)から申請書(写し)に振り込み先の「口座情報」を記載する書式のものがあるが、債権者(請求者)が「従前に届け出た口座」と同一「口座」への振り込みを指定する場合は、「口座情報欄」への記載は不要とし、「口座登録済」の記載とされたい。

なお、決裁後に請求者(債権者)が指定した口座に振り込みができなくなった場合には、任意書式で、請求者(債権者)が法的にそれに代わる者の記名押印の上、振り込み口座を変更する理由を記載したものを提出し、提出された。決裁前に誤記が判明した場合、は、請求書または申請書を取り直すか、見え消しで訂正し請求者(債権者)の押印とされたい。(健康福祉課・全課)

〔町〕全庁で統一された記載方法とすることを速やかに通知し徹底しました。(企画財政課・出納室)

〔監〕要綱に基づき執行している事業について、別の規則などに他の基準が示されていることがないよう、法的根拠を明確にして事業執行されたい。(教育課・全課)

〔町〕各々の基準を見直し、統一した基準を定めます。(教育課)